
長崎県長大橋維持管理事業

様式集

令和 7 年 10 月

(令和 7 年 11 月修正)

長 崎 県

提出対象 企業	書類名		提出者 確認欄 ※1	県 確認欄
		ート) ・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」) ・土木学会認定技術者(1級土木技術者(橋梁)コースB、上級土木技術者(橋梁)コースB)		
	⑤	上記④の点検・診断業務の担当者として配置予定の者と、参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類		
	⑥	上記④の点検・診断業務の担当者が、以下の業務を元請で履行した実績を有していることを証する書類 ・橋梁(支間長 200m以上)の点検業務(管理技術者) ※実績は平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了したものに限る。		
設計企業	①	建設コンサルタント(鋼構造及びコンクリート部門)に登録していることを証する書類		
	②	長崎県内に本社または営業所を有していることを証する書類		
	③	以下の 王事業務 実績を有していることを証する書類 ・橋梁(支間長 200m 以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務 ※実績は平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了したものに限る。		
	④	設計業務の担当者として配置予定の者が、以下のいずれかの資格を有していることを証する書類 ・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」) ・建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年建設省告示第 717 号)で認定された技術管理者(登録部門「鋼構造物及びコンクリート」) ・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」) ・土木学会認定技術者 (1級土木技術者(橋梁)コースB、上級土木技術者(橋梁)コースB)		
	⑤	上記④の点検・診断業務の担当者として配置予定の者と、参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類		
	⑥	上記④の点検・診断業務の担当者が、以下の業務を元請で履行した実績を有していることを証する書類 ・橋梁(支間長 200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務(管理技術者) ※実績は平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了したものに限る。		
工事監理企業 (建設コンサルタント企業)	①	建設コンサルタント(鋼構造及びコンクリート部門)及び建設コンサルタント(道路部門)に登録していることを証する書類		
	②	長崎県内に本社または営業所を有していることを証する書類		
	③	以下のいずれかの実績を有していることを証する書類 ・橋梁(支間長 200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)工事の監督支援業務、品質検査業務、又は工事管理業務 ・橋梁(支間長 200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務 ・橋梁(支間長 200m以上)の架設又は補修(耐震補強含む)工事 ※実績は平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了したものに限る。		

提出対象 企業	書類名		提出者 確認欄 ※1	県 確認欄
		※共同企業体としての実績でその他構成員の場合は2回以上で有効とみなす。 ※単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業体のその他構成員として2回以上の実績。 ※実績は平成22(2010)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までに完了したものに限る。		
	④	経営事項審査における完工高が以下のいずれかを満たすことを証する書類 ・塗装工事の年平均完工高1億円以上 ・鋼橋上部工事の年平均完工高10億円以上		
	⑤	配置技術者が、以下のいずれかの資格を有していることを証する書類 ・1級土木施工管理技士又は1級建築施工管理技士 ・塗装工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ建設業法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者		
	⑥	上記⑤の配置技術者と、参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類		
工事企業 (一般土木)	①	以下の許可を有していることを証する書類 ・建設業許可(土木一式工事)		
	②	長崎県内に本店、本社または等の主たる営業所を有していることを証する書類。		
	③	以下の工事实績を有していることを証する書類 ・道路橋(車道幅員5.5m以上)の橋梁補修(耐震補強含む)工事 ※実績は平成22(2010)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までに完了したものに限る。		
	④	経営事項審査における直近かつ有効な総合評価数値(土木一式工事)が1100点以上であることを証する書類		
	⑤	配置技術者が、以下のいずれかの資格を有していることを証する書類 (a)土木一式工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ建設業法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者 (b)以下のいずれかの資格を有すること。 ・1級土木施工管理技士 ・1級建設機械施工管理技士 ・技術士(建設部門、「農業部門」「農業土木又は農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門「建設」、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか) ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示128号)の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者。ただし、特別認定業種が、「土木工事業」に係る者		
	⑥	上記⑤の配置技術者と、参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類		

※1 添付した書類を確認のうえ「提出者確認欄」に○を付して提出すること。